

雇用労働相談センターの設置

(国家戦略特別区域法第37条 平成25年12月13日施行)

特例措置前

○日本の雇用ルールは、グローバル企業や人事部の手薄なベンチャー企業にとって、正確な情報を入手できていない場合があり、個別労働関係紛争に関する予見可能性が低い状況。

ニーズ

○国際競争力強化のためには、特に新規開業直後の企業やグローバル企業が優秀な人材を確保し、それら人材が意欲と能力を発揮できるような取り組みが求められる。その一環として、日本の労使慣行も含めた雇用ルールを的確に理解し、個別労働関係紛争を未然防止して事業展開が可能となるよう支援措置をする必要性がある。

特例措置

○新規開業直後の企業及びグローバル企業等が、個別労働関係紛争を生じることなく事業展開することが容易となるよう、弁護士等の専門家が、企業等に対し「雇用指針」を活用した相談対応・助言等を行う「雇用労働相談センター」を設置する。

効果

○グローバル企業・ベンチャー企業の個別労働関係紛争の未然防止及び予見可能性の向上による起業・雇用の拡大。